

令和 5 年 3 月 1 日

議 案 参 考 資 料

3 月 定 例 会 議

常 総 市

◎議案第 5 1 号 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、各種選挙において投票管理事務に従事する投票管理者、投票立会人等の負担軽減を図ることを目的として、投票時間内に交替して職務に従事することを可能とする、交替制の導入に必要となる報酬の改正を行うものです。

現行の投票管理事務につきましては、市内 3 5 箇所投票所に投票管理者 1 名、投票立会人 2 名を選任した上で、選挙当日に 1 2 時間を超える職務に従事していただいております。体力的にも大変なご負担をお掛けしている状況となっていることから、交替制の導入について検討してまいりました。

投票管理者、投票立会人等の報酬にあつては、条例の規定により日額でその額が定められていることから、途中で交替した場合であっても、1 日従事した方と同額を支給することとなり公平性に欠けるという問題が生ずることとなります。

このため、条例を改正し、今後は、職務に従事した時間に応じた額を支給できるよう規定の整備を行うこととします。

これにより、投票管理者、投票立会人等があらかじめ交替して職務に従事していただく場合だけでなく、当日に体調不良などの理由により交替せざるを得ない場合においても職務に従事した時間に応じた額で報酬を支給することとなります。

○常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 3 1 年 9 月 1 9 日

条例第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 第 4 項の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

第 3 条—第 6 条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、昭和 3 1 年 9 月 1 日から適用する。

中略

附 則(令和 4 年条例第 1 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1 略

別表第 2 (第 2 条, 第 5 条関係)

職名	報酬区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)
投票管理者	日額	12,800円	一般職
投票立会人	日額	10,900円	一般職
期日前投票管理者	日額	11,300円	一般職
期日前投票立会人	日額	9,600円 ただし、立会い時間が6時間以内のときは、4,800円	一般職

開票管理者	1回の開票管理につき	10,800 円	一般職
開票立会人	1回の開票立会につき	8,900 円	一般職
選挙長	日額	10,800 円 ただし、選挙会事務にあつては1回につき10,800円	一般職
選挙立会人	1回の選挙立会につき	8,900 円	一般職
市嘱託歯科医	日額	20,000円	一般職

備考 投票管理者，投票立会人，期日前投票管理者，期日前投票立会人，開票管理者，開票立会人，選挙長又は選挙立会人の職にある者（以下「投票管理者等」という。）の職務従事時間数（投票管理者等が現に職務に従事した時間数をいう。以下同じ。）が職務遂行時間数（投票管理者等の職務の遂行に要する時間として選挙管理委員会が別に定める時間数をいう。以下同じ。）に満たない場合における報酬の額は，この表の規定にかかわらず，同表に規定する報酬の額に，職務従事時間数を職務遂行時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表第 3 略

別表第 4 略

別表第 5 略

◎議案第 5 2 号 常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、市町村の確認を受けて教育・保育を行う特定教育・保育施設及び市町村の確認を受けて家庭的保育事業等を行う特定地域型保育事業の運営に関する基準について、市町村が条例でこれを定める際に従うべき基準又は参酌すべき基準を定める内閣府令の改正を受け、条例で定める基準を内閣府令と同様の内容に改めるものです。

主な改正内容といたしまして、民法の改正により親権者の子に対する懲戒権の規定が削除されたことを受け、児童に対する懲戒権限の濫用の禁止に関する規定を削除するほか、条例中で引用する法令の改正に伴う条項の整理に係る改正を行うものです。

○常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成26年9月17日

条例第17号

目次 略

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

第2条・第3条 略

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育

又は保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育又は保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

第9条—第12条 略

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

- (ア) ~~法第19条第1項第1号~~第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円
- (イ) ~~法第19条第1項第2号~~第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）
- (ア) ~~法第19条第1項第1号~~第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者
- (イ) ~~法第19条第1項第2号~~第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。こ

の場合において、第 3 項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によらなければならない。

第 1 4 条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)

(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 1 1 項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）~~第 2 5 条第 2 5 条第 1 項~~の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）第 3 5 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第 2 号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

第 1 6 条—第 1 9 条 略

(運営規程)

第 2 0 条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第 2 3 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定教育・保育の内容

- (3) 職員の職種，員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては，学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類，支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

第21条—第25条 略

~~—(懲戒に係る権限の濫用禁止)—~~

~~第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は，教育・保育給付認定子どもに対し，児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関してその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは，身体的苦痛を与え，人格を辱める等その権限を濫用してはならない。~~

第26条 削除

第27条—第34条 略

第3節 特例施設型給付費に関する基準

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には，法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が，前項の規定により特別利用保育を提供する場合には，当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育

施設を現に利用している~~同項第2号~~同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた~~法第19条第1項第2号~~第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は~~同項第2号~~同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が~~法第19条第1項第2号~~第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る~~法第19条第1項第2号~~第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している~~同項第1号~~同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた~~法第19条第1項第1号~~第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合に

は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用

する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、[共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）](#)に係るものにあつては[共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）](#)の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める[法第19条第1項第3号第19条第3号](#)に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条 略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る[法第19条第1項第3号第19条第3号](#)に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第40条—第50条 略

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が[法第19条第1項第1号第19条第1号](#)に掲

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法~~第19条第1項第1号~~[第19条第1号](#)に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法~~第19条第1項第2号~~[第19条第2号](#)に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法~~第19条第1項第3号~~[第19条第3号](#)に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法~~第19条第1項第1号~~[第19条第1号](#)に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は~~同項第3号~~[同条第3号](#)に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法~~第19条第1項第2号~~[第19条第2号](#)に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「~~同項第3号~~[同条第3号](#)に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定

保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号

の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 雑則

第53条 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

2—5 略

附 則（令和2年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第 号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

◎議案第53号 常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、市町村が条例で定める際に従うべき、又は参酌すべき基準となる厚生労働省令の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

改正の概要につきまして主なものをご説明いたします。

1点目といたしまして、安全計画の策定等の義務化につきまして、児童の安全の確保に関する計画の策定を義務付ける等の「児童の安全の確保」に関する規定を設けるものです。

2点目といたしまして、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために講ずるべき措置につきまして、その内容を明確化するとともに、必要な研修、訓練等の実施について努力義務化する規定を設けるものです。

3点目は、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和です。これまでは家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、保育に直接従事する職員は、併設する施設の職員を兼ねることができないこととされておりました。

この点につきまして、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加の支援が進むよう基準が緩和され、必要な保育士や保育室の面積が確保できることを前提に、職員の兼務や設備の供用が可能とされることとなります。

4点目は、利用者の移動のために自動車を運行する際、点呼等の方法による利用者の所在確認を義務付けるとともに、当該自動車にブザー等の利用者の見落としを防止する装置を備えることを義務付ける規定を設けるものです。

最後に、民法の改正により親権者の子に対する懲戒権の規定が削除されたことを受け、家庭的保育事業者等の利用者に対する懲戒権限の濫用の禁止に関する規定を削除いたします。

以上が改正の概要となるもので、いずれの規定も基準となる厚生労働省令の内容と同様のものとしております。

○常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月17日

条例第18号

目次 略

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条—第5条 略

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、[第7条の3第2項](#)、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育

の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～5 略

第7条 略

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第8条・第9条 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 1 0 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。~~ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。~~

第 1 1 条・第 1 2 条 略

~~(懲戒に係る権限の濫用禁止)~~

~~第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第 4 7 条第 3 項の規定により懲戒に関してその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。~~

第 1 3 条 削除

(衛生管理等)

第 1 4 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

第 1 5 条—第 4 9 条 略

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 2 8 年条例第 3 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 3 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 2 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

◎議案第54号 常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市町村が条例で定める際に参酌すべき基準となる厚生労働省令の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

改正の概要につきまして主なものをご説明いたします。

一点目といたしまして、安全計画の策定等の義務化につきまして、児童の安全の確保に関する計画の策定を義務付ける等の「児童の安全の確保」に関する規定を設けるものです。

二点目といたしまして、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために講ずるべき措置につきまして、その内容を明確化するとともに、必要な研修、訓練等の実施について努力義務化する規定を設けるものです。

三点目といたしまして、自然災害や新型コロナウイルス等の感染症の発生といった、不測の事態の発生に備え、業務を中断させることなく、また中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための業務継続計画の策定、必要な研修、訓練等の実施について努力義務化する規定を設けるものです。

四点目といたしまして、利用者の移動のために自動車を運行する際、点呼等の方法による利用者の所在確認を義務付ける規定を設けるものです。

以上が改正の概要となるもので、いずれの規定も基準となる厚生労働省令の内容と同様のものとしております。

○常総市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年9月17日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条—第6条 略

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

第8条・第9条 略

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)一(10) 略

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条・第12条 略

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

第14条—第21条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

2・3 略

附 則（平成30年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例の規定による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

◎議案第55号 常総市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

令和5年4月から、政府のこども政策を一元的に推進するため、内閣府、厚生労働省等、複数の府省庁に分かれて存在しているこども政策に関する司令塔機能を一本化することを目的として「こども家庭庁」が新設されます。

本案は、こども家庭庁の設置に伴い、子ども・子育て支援法の改正が行われ、条文中で引用する同法の条項に移動があったことからその整理を行うほか、用字用語の整理のための改正を行うものです。

○常総市子ども・子育て会議条例

平成25年12月13日

条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

~~第77条第1項~~第72条第1項の規定に基づき、常総市子ども・子育て会議（以下「~~会議~~」子ども・子育て会議という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議子ども・子育て会議は、法~~第77条第1項各号~~第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、必要があると認めるときは、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 市内に事業所を有する事業主を代表する者
- (3) 市内に住所を有する労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (6) 前各号のほか市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 会議子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、会議子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事等)

第6条 会議子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、及びその議事を進行する。

- 2 会議は子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年水海道市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(常総市保育協議会設置条例の廃止)

- 3 常総市保育協議会設置条例(平成17年水海道市条例第96号)は、廃止する。

(常総市幼児施設設置協議会条例の廃止)

- 4 常総市幼児施設設置協議会条例(平成17年水海道市条例第133号)は、廃止する。

附 則(平成27年条例第3号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第35号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第 号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

◎議案第56号 常総市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

この条例は、常総市国民健康保険の被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の額を引き上げる改正を行うものです。

出産育児一時金は、出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険法に基づく保険給付として支給するもので、出産育児一時金40万8千円に、産科医療保障制度の掛金相当額の1万2千円を上乗せした総額42万円がその支給額とされております。

この出産育児一時金の支給額につきましては、国の社会保障審議会において、「出産育児一時金の額を、令和5年4月から50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、国において、その支給額を定める健康保険法施行令の改正が行われました。

これにより令和5年4月1日から出産育児一時金の額は、従前の40万8千円から8万円増額し、48万8千円に引き上げられ、産科医療保障制度の掛金相当額の1万2千円を上乗せした総額50万円が出産育児一時金の支給額となるもので、この健康保険法施行令の改正に伴い、常総市国民健康保険条例に規定する出産育児一時金の額を改めるものです。

なお、出産育児一時金の額の引上げにつきましては、令和5年4月1日以後の出産について適用されることとなるものです。

○常総市国民健康保険条例

昭和52年3月26日

条例第10号

水海道市国民健康保険条例（昭和34年水海道市条例第1号）の全部を改正する。

目次 略

第1章 市が行う国民健康保険の事務

（趣旨）

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づく市が行う国民健康保険の事務に関しては、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条—第6条 略

（出産育児一時金）

第7条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として~~408,000円~~488,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

第8条—第24条 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の水海道市国民健康保険条例の規定による出産又は死亡に係る助産費、育児手当金及び葬祭費の給付については、この条例施行後も、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

3 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

4～7 略

8 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

中略

附 則（令和3年条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

◎議案第57号 常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

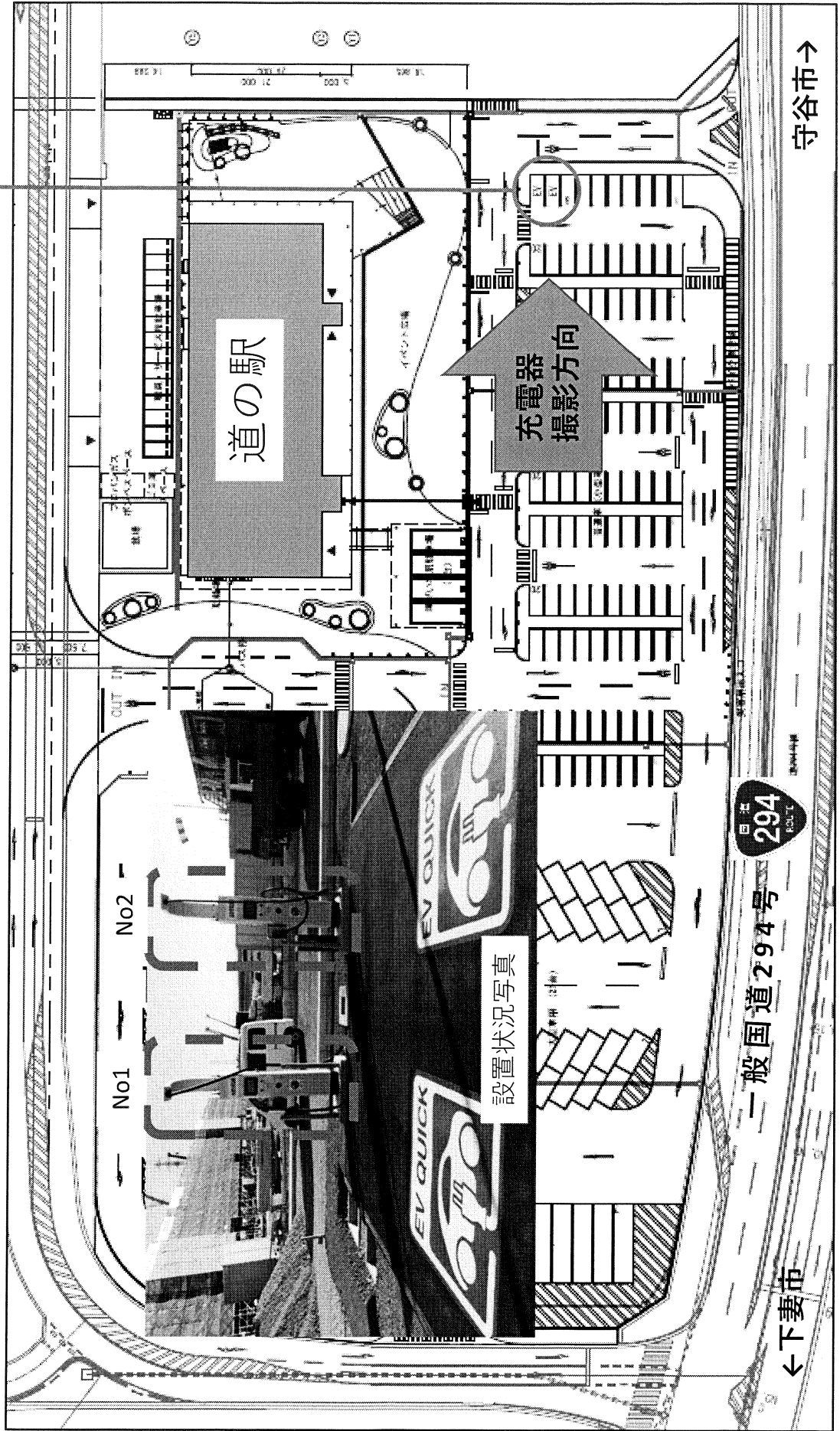
本案は、道の駅の位置を改めるほか、道の駅に設置した電気自動車用急速充電器の利用に係る料金を定めるための改正を行うものです。

まず、道の駅の位置につきましては、常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、施行区域内の地番が変更になるとともに、令和3年11月定例会議において議決を経た新たな町の区域として「むすびまち」が設定されることから、換地後の町名及び地番に改めるものです。

次に、電気自動車用急速充電器の管理につきましては、指定管理者にこれを行わせることとし、その利用に係る料金として指定管理者が決定する利用料金の上限を定めるものです。

電気自動車用急速充電器設置場所図

電気自動車用
急速充電器設置場所



○常総市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例

令和 3 年 9 月 15 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 道路利用者に対し、休憩の場を提供するとともに、本市の農産物及び地域特産品の紹介及び販売を通じた産業の振興並びににぎわいの創出並びに防災機能の強化を図るための施設として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 の規定に基づき、常総市道の駅地域振興施設（以下「地域振興施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 地域振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 常総市道の駅地域振興施設
- (2) 位置 ~~常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業施行地区内保留地~~
~~6 街区 3 画地外~~常総市むすびまち 1 番地

(施設)

第 3 条 地域振興施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 物販施設
- (2) 飲食施設
- (3) 交流施設
- (4) 情報発信施設
- (5) 広場
- (6) 公衆便所
- (7) 駐車場
- (8) その他附帯施設

第 4 条・第 5 条 略

(指定管理者による管理)

第 6 条 地域振興施設の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者の指定手続等については、常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 12 号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第 7 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 地域振興施設の維持管理に関する業務
- (3) 別表に掲げる施設（以下「有料施設」という。）の利用の許可に関する業務
- (4) 有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第8条 略

（利用の許可）

第9条 有料施設（電気自動車用急速充電器を除く。）の全部又は一部を一定期間占有する目的で利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、地域振興施設の管理上必要があると認めるときは前項の許可に条件を付することができる。

第10条—第13条 略

（利用料金）

第14条 利用者（電気自動車用急速充電器を利用しようとする者を含む。）は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入として收受させるものとする。

（利用料金の減免）

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金（電気自動車用急速充電器に係る利用料金を除く。）を減額し、又は免除することができる。

第16条—第18条 略

（市長による管理）

第19条 第6条の規定にかかわらず、市長は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第7条に規定する地域振興

施設の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2—4 略

5 前項の場合における第15条、第16条及び別表の規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

6 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が指定管理業務を行うこととなった場合における第9条第1項、第13条第1項及び第14条第1項の規定の適用については第9条第1項及び第13条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、市長の許可を受けている場合は、この限りではない」と、第14条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、第19条第4項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、地域振興施設の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定の手続、有料施設の利用の許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則（令和5年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

別表（第 7 条，第 14 条，第 19 条関係）

区 分	利用単位	利用料金	備 考
物販施設	1 月	売上額に 100 分の 30 を乗じて得た額	
飲食施設	1 月	売上額に 100 分の 30 を乗じて得た額	
交流施設	1 日	1 ㎡につき 500 円又は売上額に 100 分の 30 を乗じて得た額のいずれか高い額	物品の販売及びこれに類する行為に利用する場合
	1 時間	500 円	上記以外の場合
情報発信施設	1 日	1 ㎡につき 500 円又は売上額に 100 分の 30 を乗じて得た額のいずれか高い額	物品の販売及びこれに類する行為に利用する場合
	1 時間	500 円	上記以外の場合
広場	1 日	1 ㎡につき 500 円又は売上額に 100 分の 30 を乗じて得た額のいずれか高い額	物品の販売及びこれに類する行為に利用する場合
	1 時間	1, 000 円	上記以外の場合
電気自動車用急速充電器	<u>1 回（30 分以内）</u>	<u>1, 500 円に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課されるべき消費税に相当する額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する額を加算した額</u>	

備考

- 1 利用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。
- 2 利用時間に 1 時間未満の端数があるときは，これを 1 時間に切り上げて計算するものとする。

◎議案第 58 号 指定管理者の指定に係る議決事項の変更について

常総市道の駅地域振興施設につきましては、指定管理者にその管理を行わせることとし、令和3年11月定例会議において指定の議決を経て、株式会社TTCを指定管理者として指定いたしました。

株式会社TTCは、間近に迫った道の駅常総の開業に向け、これまで設計業務等への参画、道の駅常総へ農産物等を出荷する農業者等との調整を行うなど、市と一体となって準備を行っているところです。

このような中で、株式会社TTCから、本市内に同社が100パーセント出資の完全子会社である株式会社COLLECTを設立したことについての報告がなされるとともに、株式会社TTCが担っている指定管理業務について、株式会社COLLECTについてもその構成員に加え、「TTCグループ」として指定管理業務を行っていきたい旨の申し出がございました。

市といたしましても、今後、地元法人として、より地域に密着した道の駅の管理運営ができると考えていることから、株式会社TTCに加え、株式会社COLLECTについても指定管理者として指定管理業務を担っていただきたく、両社を「TTCグループ」として指定管理者として指定したいと考えております。

つきましては、令和3年11月定例会議において指定の議決を経た内容について、これを変更したく、議会の議決をお願いするものです。

【指定管理者として指定する団体】

〔現在〕株式会社TTC

〔変更後〕TTCグループ

代表団体 株式会社TTC

構成団体 株式会社COLLECT

【経緯】

令和2年3月27日	株式会社TTCを指定管理予定者に選定 (選定理由) ・道の駅や類似施設の運営実績が豊富であるとともに、優良な実績を残しており、安定的な施設運営が期待される。 ・地域特産物の活用や商品開発、情報発信に優れており、地域ビジネスの取組の実現性が高い。 ・常総市で分社を行い市内事業者として指定管理業務を行い、株式会社TTCグループとして、社員は株式会社TTCから出向、株式会社TTC基準による道の駅の運営とする。
令和3年12月10日	指定管理者の指定について議決
令和4年3月31日	道の駅常総管理運営に関する基本協定書締結
令和4年12月12日	完全子会社「株式会社COLLECT」設立
令和5年3月1日	道の駅常総の指定管理者の変更について議会へ提案

◎議案第59号 常総市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

常総市下水道事業受益者負担に関する条例は、公共下水道に係る都市計画下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づき徴収する受益者負担金及び地方自治法の規定に基づき徴収する分担金に関し、必要な事項を定めており、その中で、負担金等の額を算出する単位となる土地の区域として、負担区を設定することとしております。

本案は、事業認可を受けている中妻町の一部で工事に着手することから、この区域の負担金等の額について、あらかじめ下水道事業審議会に諮問したところ、現行どおりとの答申がございましたので、現行どおりの負担額で水海道第4負担区として負担区を設定するための改正を行うものです。

○常総市下水道事業受益者負担に関する条例

平成17年12月28日

条例第129号

水海道市下水道事業受益者負担に関する条例（平成13年水海道市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づき徴収する受益者負担金及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金（以下「負担金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受益者）

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内の汚水を排除すべき下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項各号に掲げる者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は貸借人をいう。

2 常総市公共下水道条例（平成14年水海道市条例第10号）第23条の規定により排水区域外の汚水を公共下水道に排除する許可を受けた者は、前項の規定にかかわらず受益者とみなす。

3 市長は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めたときは、換地処分が行われたものとみなして、第1項の受益者を定めることができる。

（負担区の設定等）

第3条 市長は、排水区域に土地の状況及び事業の進行に応じて別表の負担区（負担金の額を算出する単位となる土地の区域をいう。以下同じ。）を設定するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担区の区域を設定したときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

（負担金の額）

第4条 受益者が負担する負担金の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、石下町の編入前の水海道市（以下「旧水海道市」という。）の区域において井戸水又は工業用水（以下「井戸水等」という。）を使用する受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が排除する汚水の量を勘案して市長が認定する。この場合において、当該受益者は、規則で定めるところにより汚水の排除量等に関する申告書を市長に提出しなければならない。

（賦課対象区域の決定等）

第5条 市長は、負担金を賦課しようとするときは、負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

第6条—第12条 略

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

中略

附 則（令和3年条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の附則第3項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条，第4条関係）

1 旧水海道市

（単位：水道メーター1個当たり）

負担区	水道メーター口径	市街化区域	市街化調整区域
水海道第1負担区・	20ミリメートル以下	205,000円	410,000円
水海道第2負担区・	25ミリメートル	356,000円	712,000円
水海道第3負担区 水	30ミリメートル	563,000円	1,126,000円
海道第3負担区・水	40ミリメートル	1,158,000円	2,316,000円
海道第4負担区・大	50ミリメートル	2,025,000円	4,050,000円
生郷負担区	75ミリメートル	5,582,000円	11,164,000円
	100ミリメートル	11,459,000円	22,918,000円

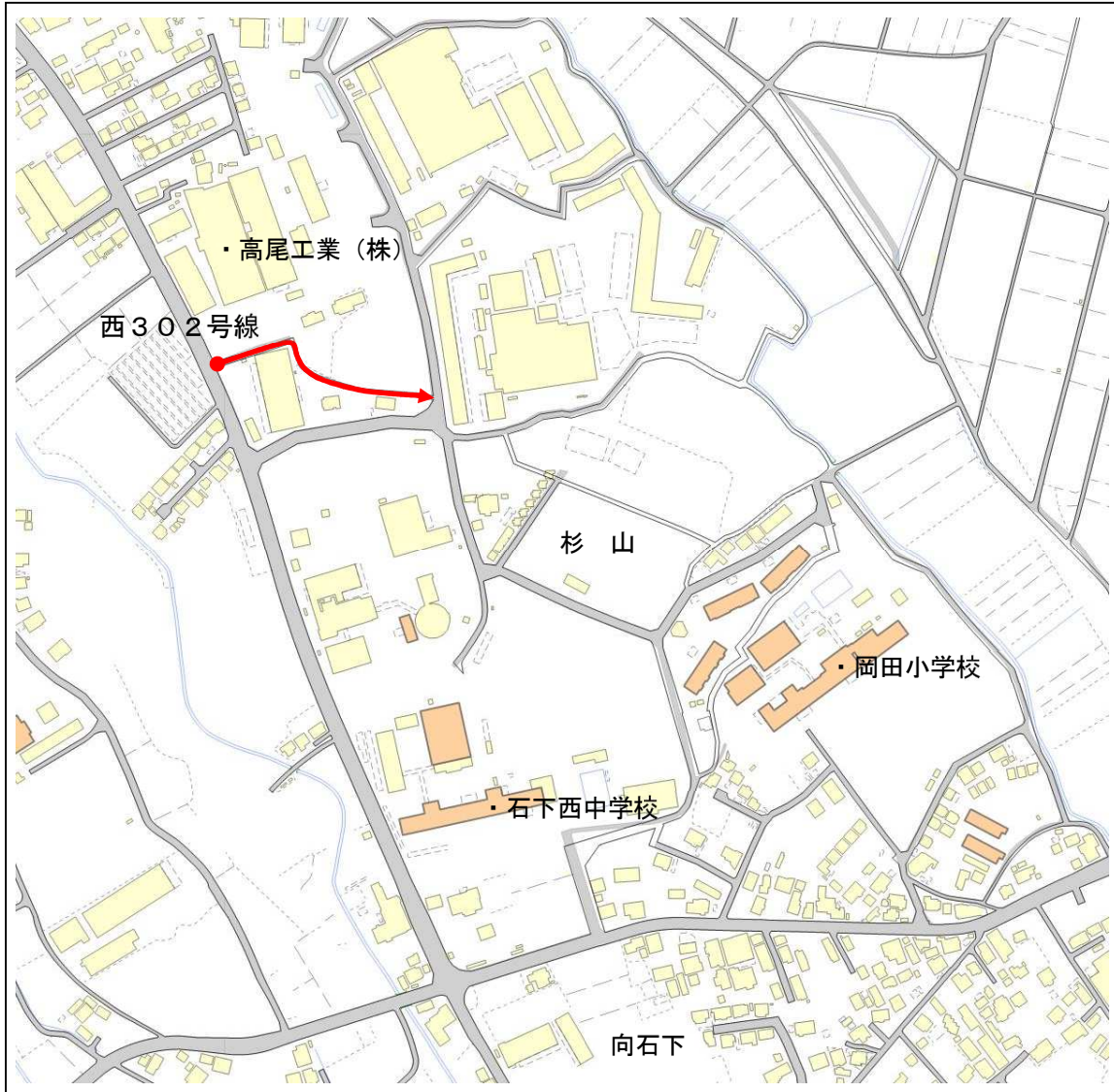
備考 市街化区域及び市街化調整区域とは、都市計画法第7条の規定に基づき定められた区域をいう。

2 編入前の石下町

負担区	1平方メートル当たりの単位負担金額	基本額
石下第1負担区	380円	100,000円

負担金の額は、受益者が所有し、若しくは地上権等を有する土地又は建築物に係る土地の面積に1平方メートル当たりの単位負担金額を乗じて得た額に基本額を加算した額とする。

◎議案第60号 市道の路線の廃止について（西302号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	※幅員 (m)	
				最大	最小
西302	杉山1156-1	杉山1136	172.72	3.50	2.20

◎議案第 6 1 号 市道の路線の廃止について（西 6 7 1 号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	※幅員 (m)	
				最大	最小
西671	古間木1864-1	古間木1866	59.05	2.70	2.70

◎議案第62号 市道の路線の変更について（西670号線）

変更前



路線名	起点		終点	
西670	古間木1862-2		古間木1864-2	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	227.76m	2.00m	1.20m	

変更後



路線名	起点		終点	
西670	古間木1861-1		古間木1864-2	
	路線の延長	幅員(最大)	幅員(最小)	
	190.00m	4.00m	1.20m	